

愛銀スウィングサービス規定

2020年4月1日現在

1. スウィングサービスの内容

- (1) スウィングサービスは、お申込人からの依頼にもとづき、あらかじめ指定されたお申込人名義の預金口座（以下、「引落指定口座」といいます。）から指定額を引落しのうえ、あらかじめお申込人が指定したお申込人名義の預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用することができます。
- (2) 引落指定口座および入金指定口座は、当行の同一店舗内のお申込人名義の普通預金または貯蓄預金口座にかぎるものとします。

2. スウィングサービスのお申込等

- (1) 本サービスのお申込にあたっては、あらかじめお申込人名義の引落指定口座・入金指定口座、振替の方法、金額、指定日等について、当行所定の方法により届出てください。
- (2) 当行は、指定日に引落指定口座から指定金額を引落しのうえ、当行所定の方法により入金指定口座に入金します。
- (3) 本サービスは、指定日前日の最終残高をもとに行います。指定日当日に入金があっても処理はできません。なお、この場合の引落し、入金のお知らせあるいは受取書など発行は省略させていただきます。
- (4) 引落指定口座から資金引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (5) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。
 - ① 指定日に、表記基準に満たない場合。
 - ② 引落指定口座・入金指定口座が解約済のとき。
 - ③ お申込人から引落指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きをとつたとき。
 - ④ 差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不相当と認めたとき。

3. 届出事項の変更等

届出事項に変更がある場合は、当行所定の書面により、お取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 解約

- (1) この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2) お申込人について、相続の開始があった場合には、スウィングサービスは解約されたものとして取扱います。

5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上